

日本を立て直す そのために、自由民主党が果たす役割
～日本人の手による「憲法」制定によって、国家としてのアイデンティティーを取り戻
せ！！～

中平 雅清

はじめに

米国大統領選挙の今年、8年前の11月を思い出す。その頃筆者は、米国マサチューセツ州ボストンで博士研究員として医学研究に携わっていた。当時の筆者の米国人同僚の多くは民主党候補のケリー氏を応援し、熱心に選挙のキャンペーン活動に参加していたが、結果は共和党候補の現職ブッシュ氏の勝利に終わり、彼らは悲嘆にくれていた。しかし、ブッシュ大統領の演説がラジオから流れると、彼らは仕事の手を止め、その演説に耳を傾けていた。その時の彼らの真剣な顔つきを、筆者は忘れることができない。彼らは「星条旗」のもとにひとつになることができる……。これに反して、我々日本人はどうであろうか……。

よく言われることだが、海外での生活は日本人に「祖国」や「愛国心」というものを認識させるらしい。これに違わず、帰国時の筆者の中には、渡米時には漠然としか存在していなかった「日本人としての根っこ」のような意識が確かに芽生えていた。故に、米国のケーブルテレビの日本人向けチャンネルで放映されていた、安倍首相の「美しい国、日本」の演説の内容に強く共感し、帰国後は、同じく安倍首相の「戦後レジームからの脱却」の言葉が示す通り、日本が60年以上引きずってきた「戦後体制の清算」を行うことを期待した。しかしながら、その後の日本は、筆者の期待とは全くかけ離れた方向に舵を取り続け、大衆に迎合する政策を武器に2009年の選挙に勝利した民主党は、国家の解体にまでつながるような暴走を開始した。その結果、現在の日本ではあらゆる面で活力が低下し、疲弊し、外交・安全保障や社会保障、経済、自然・原子力災害、エネルギー等の問題が多岐に、そして山積する状態に陥ってしまった。もちろん、次の総選挙で自民党が担うことになる政権には、これらの喫緊の課題を正確かつ迅速に処理してもらいたい。そして、それに加えて、海外での生活によって「日本人としての根っこ」を意識した筆者としては、これと平行して、この政権には、戦後の日本人に欠如していた「国家意識」の構築と日本人が持っていた「アイデンティティー」の回復を断行してくれることを、切に望むものである。

日本の「国家意識」と「アイデンティティー」の確立

筆者が日本に望む姿、それは妥協のない外交、強い経済力、国民が等しく享受することができる社会保障、層の厚い人的資源を創出する教育力、すぐれた科学技術等に裏打ちされた、誇りあふれる姿である。これらの「力」が十分に発揮されるためには、その拠り所としての「国家意識」の構築や「日本人としてのアイデンティティー」の確立は欠かせな

い。これが国民の中で意識され共有されてこそ、様々な国家戦略は真の意味を持つことになるのである。そして、これらは、日本の伝統・文化・歴史・精神等をふまえ、現在の日本が直面する諸問題に対応することができる「憲法の制定」と、それによる「国民の意識改革」を土台として確立される。

「平時憲法」が通用する時代の終焉

現行憲法は、先の大戦後の占領下に、日本国民の意思が反映されることなく、GHQ民政局員の手ではんの短期間のうちに起草され、手続上は帝国憲法の改正手続を経て成立したことになる。この憲法制定の目的は、ある種の「占領管理法」としての占領政策の円滑な遂行であるとともに、日本が力のある独立国家として国際舞台に登場した時に対する一種の「足かせ」として機能することを狙ったものでもあったのだろう（実際、昨今の状況を鑑みると、この機能は現在の日本が抱える諸問題に対して意図通りに働いているといえる）。日本国憲法は日本国の最高法規である。故に、その性格上、我が国のすべての法律・政令・条例の内容に影響を与え、日本の社会的価値観の根幹となっている。又、これと同時に、憲法は、我が国の基本的な立場を国際社会に示す基本法という性格も有している。しかしながら、我々はこのような出自を有する現行憲法を、現在まで一語一句変えずに後生大事に抱えてきた。これは異常なことだ。日本が法治国家であり、国民が法を遵守する必要がある以上、その根幹であるべき憲法は日本人の手によって作られるべきである。そして、その憲法には深く長い歴史の中で培ってきた日本の精神・伝統・文化等が反映されていなくてはならない。今後もこのままこの憲法を大事に抱き続けることは、日本の将来にさらに大きな禍根を残すことになる。

戦後60年以上が経過し、現行憲法が成立した時とは国際情勢も大きく変化している。故に、日本を取り巻く現状と憲法の内容との間に大きなギャップが生じ、その結果、多くの問題が出現している。その最も顕著な例は、憲法の前文に謳われている「平和」という文言であろう。中学3年生の時の社会科の「公民」の授業では、日本国憲法の「平和の精神」をあらわすものとして、筆者も担当教師から暗記することを求められたのでその文言はよく記憶している。その前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。これは、言い換えれば、国家にとって一大事である。「安全」と「生存」を他の国に委ねるという意味でもある。この文言は、もともと、国際紛争の解決方法として戦争行為を放棄し平和的解決を規定した、1928年のパリ不戦条約の精神が反映されているとされる。しかし、この不戦条約には日・米・英・仏・独・伊を含む多くの国が署名したにもかかわらず、その後の世界はこの精神に反し、新たな大戦に向かって突き進んでいったという歴史がある。すなわち、千変万化する国際社会から見れば、「平和」という言葉は非現実的なものなのである。そして、この憲法では「国際社会への信頼」が謳われているが、日本国の平和を担保する手段が明記されていない。日本国憲法で戦争の放棄を宣言した戦後の日本は、他のアジアや中東諸国に戦争や紛

争、政変が吹き荒れる中、世界最大の軍事力を有する国家、米国と同盟することによってその「安全」が担保され、経済活動にだけ邁進することが可能となり、今日の発展を手に入れた。しかし、現在は、民主党政権による日米関係の悪化、米国経済・国力の弱体化、中国に代表される新興国の台頭による経済・軍事のパワーバランスの変化、世界の多極化等の諸原因によって、戦後の日本が「安全」を担保してきた方程式を以前のように維持することが困難になっている。すなわち、日本国憲法の美しいだけの文言の羅列では対応できない時代になってきているのである。我々は、こういった同盟国・米国の現状や現在日本が直面している北方領土・竹島・尖閣諸島等の問題を踏まえ、自分達の「安全」は自分達で守るという基本を意識しなければならない。この前文の内容を具体的に記した「憲法9条」についても然りである。まるで神学論争のような議論を行い、その解釈を曖昧にしているだけでは、現在の日本を取り巻く諸問題の解決を決して図ることはできない。「平時憲法」である日本国憲法がその役割を果たすことができる時代はすでに終わっているのだ。

上に述べた問題以外にも、第3章の国民の「義務」と「権利」に関する条項、天皇の元首制の明示、日本の伝統・文化の尊重と継承、国旗・国歌の問題等、現行憲法が抱えている問題点は数多く存在している。又、昨年3・11東日本巨大地震・津波という大災害によって、我々は日本国憲法における「非常事態条項」の欠如という問題点にも直面した。国家の非常事態時における迅速な対応と権力集中のバランス、これにも、国民の慎重な議論が必要である。

すなわち、制定後60年以上経過した今、我々は、日本国憲法が抱える欠陥に正面から対峙しなければいけない時代に生きているのだ。

日本人の手による「憲法」の制定をめざして

こうして考えてみると、深く長い歴史や伝統・文化によって培われた日本人の価値観を内包し、現代の情勢にも将来に対しても柔軟に対応できうる憲法を持つことは日本にとって喫緊の課題である。そして、現行憲法が抱える現代の情勢との乖離に対して、日本の多くの人がある種の「歯がゆさ」のような感情を共有しており、この憲法問題に対して抜本的な改革の必要性を意識している。

この抜本的な改革、すなわち「改憲」の手続きに関しては、「憲法破棄論」と「憲法改正論」の2種類の考え方が存在する。「憲法破棄論」の立場で言えば、「占領管理法」であった日本国憲法が、1952年4月に日本の独立が回復した時に廃止の手續が取られず、国民の承認が無い状態で、今日まで60年以上にわたり施行されてきているという解釈が土台になっているのであろう。これは、その成立過程に問題があるという主張である。故に、条文毎の吟味やその改正案を作成し、衆参両議員の3分の2以上の賛成と国民投票で過半数の賛成という憲法96条の高いハードルを越える必要がある憲法改正ではなく、国会が憲法の破棄を宣言して、即座に新しい憲法を作成・制定するのが正しいというものである。これとは異なり、「憲法改正論」の立場で言えば、独立回復時に、日本国憲法が「占領管理

法」から「正式な憲法」へと立場が変化したということになるであろう。故に、その改正は憲法96条の規定に沿って「改正」を行うのが正しい道筋ということになる。

筆者は、1952年4月のサンフランシスコ講和条約で日本が独立を回復した時に、日本国憲法を「承認」するか「破棄」するかの明確な意思表示をしなかったことが一番の問題であったと考えている。その意思表示がなかった結果、日本国憲法はその形を一切変えることなく60年以上もの長きにわたり放置され、この憲法に基づいた法律・政令・条例のもとにすでに国民生活が成り立ってしまっている。すなわち、ある意味国民の中に現行憲法に対する「暗黙の承認」が成立してしまっていると解釈せざるを得ない。そう考えると、「改憲」は、96条の改正規定に基づいて改正を行う必要があるのではないかと考える。

先に述べたように、96条の改正規定は大きなハードルである。今、この96条における「衆参両院の3分の2以上」の賛成という条項を緩和して、「2分の1以上」に改正するという方法が提案されている。筆者は、これに賛成だ。たしかにこの方法は、「憲法破棄」という方法に比べれば時間がかかる手順であるかもしれないが、民主主義の原則に則った改憲方法でもあるからだ。

「自主憲法制定」に果たす自民党の役割

現行憲法の呪縛からの脱却は現代の日本にとって大きな課題であり、「改憲」は21世紀の日本が向かうべき未来の指針づくりである。自主憲法制定は立党以来の自民党の党是である。であるならば、自民党には、日本人の精神を反映した、日本人の手による憲法の制定に、腰を据えて取り組んでもらいたい。

幸いなことに、2007年、先の安倍政権では、「日本国憲法の改正手続きに関する法律」、いわゆる「国民投票法」が成立し、憲法改正への道筋ができています。そして、この法案の成立によって、国会に憲法改正を議論するための憲法審査会が設置されています。現在、日本を取り巻く国際情勢は60年以上前の現行憲法成立時とは大きく異なっており、現行憲法の内容がこの現状に対応できていないことを多くの人が意識している。又、以前のように憲法改正をタブー視する人も少なくなってきた。だからこそ、この環境の変化を利用し、時代の要請に応じて、自民党には、早急に96条の改正手続きに着手してもらいたい。そして、この改正を契機にして、国民の間に日本人の手による憲法を作ろうという気運を盛り上げるのだ。

今、複数の政党が憲法改正を喫緊の課題と位置づけている。自民党による自主憲法制定論は、日本国憲法の改正手続きに則った憲法改正であるが、異なる「改憲」の手続きや内容を主張する政党も存在するであろう。だからといって、「改憲」が遅々として進まないということは、あってはならない。現行憲法の呪縛からの脱却が日本の喫緊の課題のひとつであるという認識が共通しているのであれば、政党間で協議し、うまく調整すればよい。自主憲法制定を党是とする自民党は、その旗振り役を率先して努めるべきだ。

おわりに

先日発表された自由民主党のポスターには、「日本を、取り戻す」とある。このスローガンに筆者は、日本の本来あるべき姿への回帰、日本のアイデンティティーの回復という強い意志を感じる。日本人の手による憲法の制定とそれによる国民の意識改革。過去の自民党が成し得なかったこの大きな課題を、実質を持った保守政党として新しくなった自民党が、実現することを願ってやまない。